「京の農産物モール」　出店者募集要領

今後一層の成長が見込まれる海外市場の開拓や事業展開を推進するため、京都府農林水産部、（公財）京都産業２１及び（社）京都府農業総合支援センターでは、海外向けＢtoＣウェブサイト「京の農産物モール」を構築し、京都府内の農林水産物等の販路拡大及び海外市場参入のテストマーケティングを支援することと致しました。

つきましては、海外市場の開拓に取り組む、または関心のある農林漁業者等の募集を下記のとおり実施致します。

記

1　応募資格：対象出店者

京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会　農業法人等部会（以下、「輸出農業法人等部会」という。）会員の資格を有する者。なお、輸出農業法人等部会の会員資格は以下の通り。

○　個人会員は、府内に居住地又は所在地を有する者

○　法人会員は、府内に本社又は事業所を有する者及び府内で創業しようとする者

で、かつ以下の基準を満たすものとする。

①　農林漁業者

②　農業法人

ア　農業法人は、農業生産過程を自ら有するものであること

・その場合、農業生産過程を有する度合いについては、少なくとも、その法人の生産物（商品）のうち、自己生産物が過半を占めるものであること

・但し、その法人自体は農業生産過程を有せずとも、その構成員の一部又は全部が生産部門を個別に担当している場合には、この限りではない

イ　農業法人は、農業ないしは法人経営に常時従事するものが、役員の過半を占めるものであること

③　農商工連携体

ア　国の農商工連携対策支援事業の認定を受けた連携体

イ　府の農商工連携応援ファンド事業の申請資格を有する連携体

④　農業関連事業会社

府内で生産された農林水産物を主原料として加工・販売を行う中小企業法に基づく法人で、コーディネーターやコンサルティング業務のみを行う者を除く。

⑤　その他

部会長の推薦により、協議会長が適切と認めた個人又は法人

2　応募資格：出店対象商品

京都府内で生産・収穫された農林水産物、又は主原料が京都府内で生産・収穫された農林水産物である加工品とする。

なお、主原料は、京都府内で生産できるもので最も重量の多いものとする。

さらに、以下のすべての要件を満たす商品とする。

・日本から発送するもの

・販売対象エリアに発送(輸出)可能であるもの
・法令に反しないもの
・犯罪行為を惹起するおそれがないもの
・生命又は身体に危険を及ぼすおそれがないもの
・わいせつ性のないもの、嫌悪感を覚えさせないもの
・射幸心をあおらないもの
・事実誤認を生じさせないもの、虚偽でないもの
・第三者の著作権、商標権、意匠権及び特許権その他の知的財産権を侵害しないもの
・第三者の財産又はプライバシーを侵害しないもの
・その他公序良俗に反しないもの
・農商工連携体においては、農商工連携事業で開発した商品
【以下、農林水産物（生鮮品）について】
・発送時、賞味（品質保証）期限が１週間以上のもの（葉菜類は対象外）
※ご希望の生鮮品であっても、品質の劣化を考慮し、お断りすることがありますので、ご容赦願います。
・栽培管理中に農薬を使用した農林産物については、残留農薬分析を実施し、問題のないもの
・農林産物については、植物検疫上、最低限の自主検査を行っているもの（土や葉を除いたもの、病害虫のついてないもの）
【以下、加工品について】
・発送時、賞味期限が２週間以上のもの、かつ発送時に賞味期限の３分の２以上が残っているもの

３．販売対象
「京の農産物モール」をインターネット経由で閲覧及び申込出来る一般利用者

４．使用言語（予定）
日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）

５．商品発送
(1)方法
ＥＭＳ(国際スピード郵便)及び国際小包郵便物等
※冷蔵・冷凍輸送は現在、モール運営会社と調整中です。後日、お断りすることがあるかもしれませんので、ご容赦願います。
(2)発送責任
発送は、原則出店者が行います。事故などにより商品の再発送を行う場合の費用や責任は出店者が負います。

6　申込方法

(1)「出店申込書・承諾書（出店者情報）」に必要事項を記入し、その原本１通（持参または郵送（必着））と、「出店申込書・承諾書（掲載希望商品リスト）」と商品の写真をデータでご提出下さい。また、会社案内・商品カタログ・取扱説明書等がある場合は各３通を添えて、「12 申込み・問合せ先」まで持参または郵送によりご提出ください。なお、英語版又は中国語版がある場合は、併せてご提出ください。

(2) 対象商品の見本で提供可能なものがある場合は、併せてご提出ください。

(3) なお、申込み等に要する費用は、申込者の負担とします。

【提出書類及び提出部数】

＊必須	①出店申込書・承諾書（出店者情報）	原本 １通
	②出店申込書・承諾書（掲載希望商品リスト）	データ
	③対象商品の写真（画像）（３～６枚）	データ
＊お持ちの場合	④会社案内	３通
	⑤商品カタログ	３通
	⑥取扱説明書	３通
	⑦上記の英語版又は中国語版	３通
＊提出可能な場合	⑧対象商品の見本(市販商品としての形態を備えたもの)	

7　出店までの流れ

(1)出店決定時

・出店申込（出店者→支援センター経由運営会社）

・販売委託契約の締結（出店者⇔運営会社）

・日本語原稿や商品写真の提供（出店者→運営会社）

※中国語や英語の原稿がある場合は、当該原稿も提供

・作成されたウェブページ（日本語、英語及び中国語）の原稿確認（出店者⇔運営会社）

(出店決定時業務のイメージ)

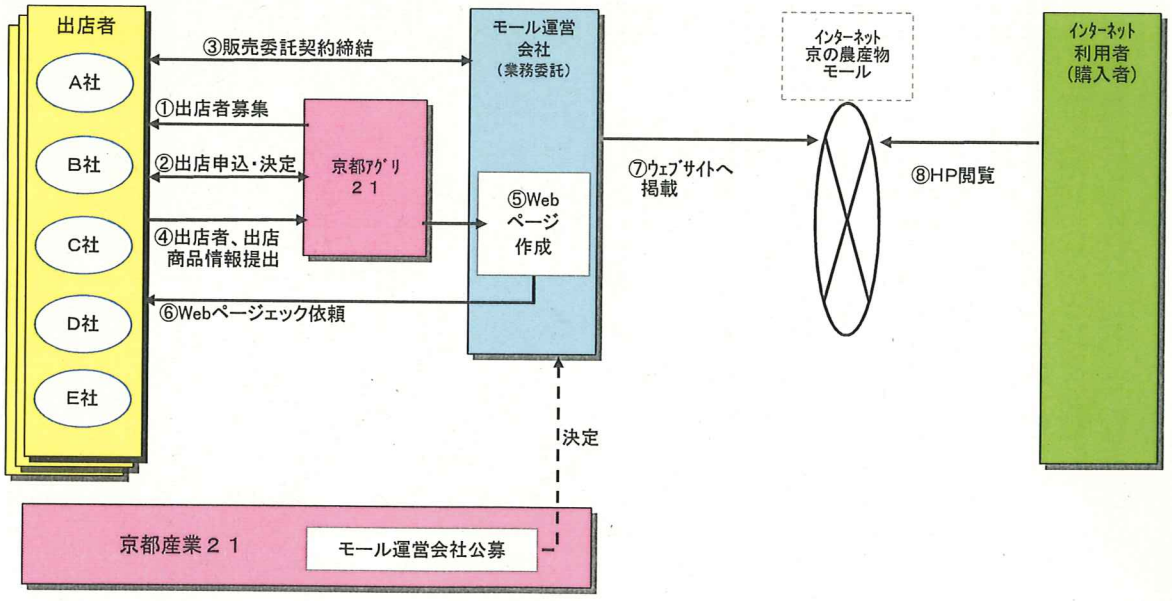

(2) 商品注文時

・注文情報の受領（注文情報は運営会社経由）
・注文情報確認及び商品の申込者への発送（インボイス作成含む）
・商品発送の報告（出店者→運営会社）
・商品販売代金等の受領（運営会社→出店者）〔月１回代金決済〕
・問合せ、クレームへの対応（運営会社経由→出店者）
※運営会社で可能な対応は、運営会社側で処理します。
・その他モール運営上必要な業務（調査協力、キャンペーンを行う場合の各種協力など）

（商品注文時業務のイメージ）

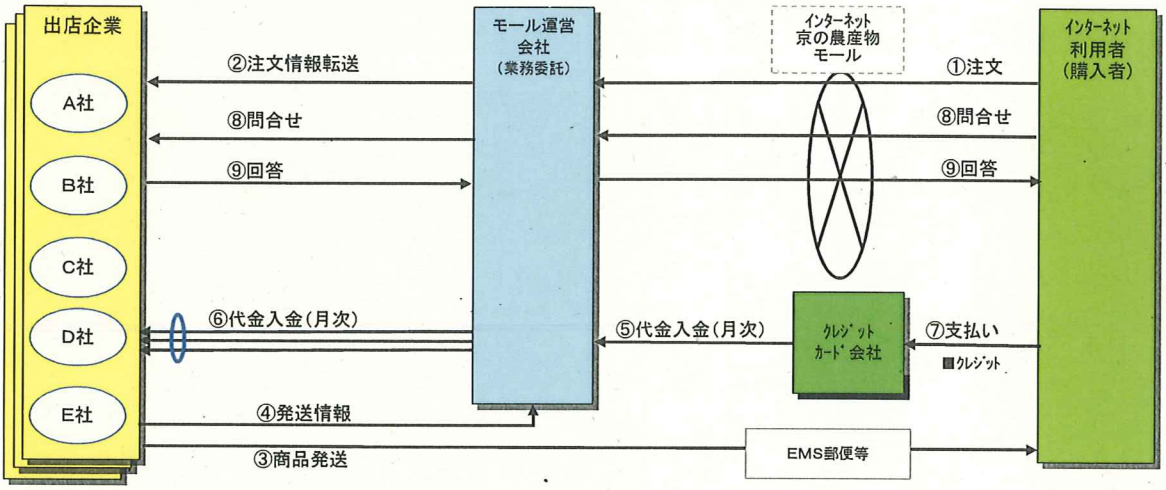

8　モール運営

(1)　業務委託先　　：株式会社ギフトパーク
(2)　運営予定期間　：平成２４年３月～平成２６年３月予定

9　作成費用（ウェブページ）

本募集においては、出店者のウェブページ作成費用につき原則以下の通りとします。
但し、本年度事業予算の範囲内とし、それを超える場合は主催者で詳細を決定するものとします。

(1)　出店負担金　　・・・無料
(2)　商品掲載料（１出店者３商品まで）　　・・・無料
※更新・追加は料金発生します。

10　商品販売にかかる費用（予定）

販売手数料　　売上×４０％　　（支払先：運営会社）

11　募集期間

平成２４年２月７日(火)から２月１３日(月)
（ただし主催者により募集期間の締切を早める場合があります）

12　申込み・問合せ先

社団法人京都府農業総合支援センター
〒602-8054
京都市上京区丁子風呂町104番地の２（京都府庁西別館２階）
電話番号：０７５－４１７－６８８８
（メール送付先）kyoto-agri21@agr-k.or.jp